

1. 件 名：東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽、福島第一及び福島第二原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正の検討について

2. 日 時：令和2年12月18日 17:00～18:50

3. 場 所：原子力規制庁3階 ERC

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

落防災専門官、宮地防災専門官、和田専門職

(以下、テレビ会議システムによる出席)

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 課長他2名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社より、令和3年3月に予定している柏崎刈羽、福島第一及び福島第二原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正内容について、資料1に基づき、主に以下の説明があった。

- ・ 緊急時対策所の変更（柏崎刈羽）
- ・ その他の原子力防災資機材へのSA設備の追加（柏崎刈羽）
- ・ 用語の定義の見直しに伴う修正等

原子力規制庁より、上記の説明に対し、主に以下の事項を伝えた。

- ・ 新たに設けた本社原子力防災要員について、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に基づく原子力防災要員と混同しないよう適切な運用をすること。
- ・ 緊急時対策所の変更（柏崎刈羽）に伴い、これまで緊急時対策所と位置付けていた免震重要棟を、引き続き、原子力災害対策活動で使用する場合、当該施設の位置付けを原子力事業者防災業務計画において明確にすること。

東京電力ホールディングス株式会社から、原子力防災要員と本社原子力防災要員を混同しないよう適切に運用を行うこと及び本日の面談を踏まえ、原子力防災業務計画の修正内容について引き続き検討する旨の回答があった。

6. その他

配布資料：資料1 原子力事業者防災業務計画 修正内容の概要について

資料2 原子力事業者防災業務計画用語の定義の見直しについて